

# FC VIVAROSO西砂 規約

## 第一章 名称及び事務局

第1条 本クラブはFC VIVAROSO西砂と称し、事務局を監督宅におく。

## 第二章 目的

第2条 本クラブは、サッカーを通じて、立川市及び近隣市町に在住する青少年及びその父母の親睦と、体位体力の向上を図り、スポーツ精神を養い、人間形成を培うことを目的とする。

## 第三章 事業

第3条 本クラブは、第2条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. クラブ員の健全育成と相互の親睦を図る
2. サッカーの技術向上を図る
3. その他、本クラブの目的達成に必要なこと。

## 第四章 組織及び役員

第4条 本クラブの会員は、監督、コーチ及びクラブ員の父母をもって組織する。又、本クラブの役員は、監督、コーチ及びクラブ員の父母の代表をもって組織する。

* 監督	1名	* 学年委員	各1～2名	* 会計	2名
* コーチ	数名	* 書記	2名	* 渉外	1名
* 会計監査	1名	* 顧問	1名	* ユニフォーム	1名

第5条

- ・ 監督は、サッカーの技術及びクラブ運営の指導にあたる。
- ・ コーチは、監督を補佐する。
- ・ 学年委員は、日常活動の円滑化を図り、クラブ日誌の管理にあたる。又、最高学年の学年委員は他の学年委員の代表として全体をまとめる。
- ・ 会計は、経理全般に関する処理にあたる。
- ・ 会計監査は、会計を監査し、総会において報告する。
- ・ 書記は、役員会などの記録や広報を担当する。
- ・ 渉外・ユニフォームは、施設の確保、ユニフォームの管理をする。
- ・ 顧問は、監督の要請により、協力する。

第6条 クラブ員が入退部する時は、監督、学年委員に届け出て、学年委員は会計に連絡する。

## 第五章 会計年度及び会費

第7条 本クラブの会計年度は、4月～翌年3月までとし、会計報告は、総会で承認を得る。

第8条 会費は、1・2年生は月謝3000円、3年生以上は5000円とし  
入会金は、入会時に1000円徴収し、一度納入した会費は、退部しても返金しない。

## 第六章 役員及び総会

第9条 役員は、監督・コーチ・学年委員・会計・書記・渉外・ユニフォームをもって構成し、会の招集は監督があたり、下記事項を協議する。

1. 事業計画に関すること。
2. 予算に関すること。
3. その他クラブ運営に関すること。

第10条 役員の任期は、一年とし、再選は妨げない。  
補欠役員は前任者の残任期間とする。

第11条 総会は、監督が招集し、役員はすべてを総会で選出する。  
総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。この場合委任状は出席数に含める。

## 第七章 付則

第12条 本規約の改正は、総会出席者の過半数の同意を得なければならない。

第13条 監督・コーチについては、外部(市外)委託することができる。

第14条 遠征中や、練習中に起こった事故、その他については、監督・コーチ又は、父母への責任は一切問わない。  
(車の運転、交通機関利用等についても同様)  
また、練習会場への行き帰りについては、保護者の責任において行うものとする。

第15条 本規約は、平成22年4月1日より施行する。

追記

一部改正  
一部改正  
一部改正  
一部改正  
一部改正  
一部改正  
一部改訂

1993年4月17日  
2000年3月18日  
2010年3月22日  
2016年3月21日  
2019年3月21日  
令和5年3月21日  
令和5年4月22日